

新座市新型インフルエンザ等対策本部会議（第24回）

1 日時 令和3年2月5日（金）／午前9時5分～9時35分

2 会議形式 WEB会議

3 概要

緊急事態宣言の期間延長を踏まえ、市の対応について協議した。

○ 公共施設の利用制限について

- ・ 社会教育、スポーツ施設*については、宣言延長前と同様の内容で3月7日まで制限を継続する。

※ 公民館・コミュニティセンター、体育施設(屋内・外)、市民会館、ふるさと新座館
ほっとぷらざ、福祉の里、図書館分館

<制限内容>

- ・ 午後8時以降の時間帯を含む利用区分の休止（予約済みのものを含む。）
- ・ 収容人数の制限（定員の50%以下）
- ・ 学校開放の休止

- ・ 集会所、ふれあいの家についても、宣言延長前と同様の内容で3月7日まで制限を継続する。

<制限内容>

集会所:午後6時以降の利用休止（予約済みのものは午後8時まで）
ふれあいの家:午後8時以降の時間帯を含む利用区分の休止(予約済みのものを含む。)

- ・ 各種証明書の郵送申請に係る手数料と返信用郵送料の免除も3月7日まで延長する。

○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業の検討状況について

- ・ 医療従事者等への接種については、2月中旬以降に予定されており、埼玉県が体制整備を進めている。
- ・ 市では、4月以降に予定している高齢者向けの優先接種について準備を進めており、3月下旬から接種クーポンの送付をし、地域の医療機関での個別接種を検討している。

なお、基礎疾患のある方の把握は困難なため、どのように優先接種を実施するかが課題となっている。

- ・ 集団接種については、ワクチンの供給状況、接種率、副反応の発生状況等を総合的に判断して、朝霞地区医師会と協議を行う。

- 職員の勤務体制について
 - ・ 引き続き、出勤抑制を推進していくが、現状では前回の宣言時より意識の浸透が薄い。限られた人員で行うため、仕事の見直しも必要である。
 - ・ 間もなくテレワークの環境整備も整うので、各所管で実情に応じた対応を積極的に進めて欲しい。
 - ・ 年度末に向けて年次休暇の取得も進めて欲しい。

- 臨時交付金の概要及び緊急経済対策第5弾の追加について

- ・ 国の第3次補正予算が成立し、臨時交付金の追加交付限度額等の概要が示された。本市へは、新たに431,549千円が追加されるとともに、今回の交付金は令和3年度の事業へも適用が認められることとなった。
- ・ この状況を踏まえ、本日は年度内において、早急に実施すべき追加事業及び既に実施することとしている事業について、緊急経済対策第5弾への追加として決定したい。

<追加事業案>

- ・ 高齢者入所施設等の職員を対象とした緊急PCR検査事業
 - ・ 家庭系一般廃棄物増加に係る収集運搬事業者への緊急支援事業
 - ・ 指定管理者（ふるさと新座館、市民会館）への協力金支給事業
- ・ なお、新たに追加される交付金は、既に決定した緊急経済対策第5弾へ充当するとともに、一部は新たな対策への財源として令和3年度事業への活用を予定している。
 - ・ 第6弾（令和3年度事業）については、早期に事業を取りまとめ今後決定していくこととしたい。

⇒提案のとおり実施することとする。